

第4問 2

A 安政期に尊王攘夷論を唱えた公家の立場から岩倉は条約は天皇の意向を無視したものだとして撤廃を要求した。その後、攘夷が不可能だと悟り、開国論に転じた岩倉は三職に就き、関税自主権の回復と領事裁判権の撤廃のための条約改正を目指すようになった。

B (2)では共に外国人はその本国の法律で裁くと規定されたが、(3)ではその本国の法律で裁くのはアメリカ人だけだという点。

A 〈加点ポイント 2点+2点+2点+1点+1点+2点+2点
=12点 (10点満点)〉

B 〈加点ポイント 2点+2点=4点〉

〈10点+4点+論理構成点 1点=15点〉